

報告

千葉市国民健康保険運営協議会について

1. 現委員の任期は平成28年7月1日～平成30年6月30日（2年）
2. 次期委員の任期は平成30年7月1日～平成33年6月30日（3年）

（国民健康保険法施行令抜粋）

改正前	改正後
（委員の任期） 第4条 <u>委員の任期は、2年とする。</u> ただし、補欠の委員については、前任者の残任期間とする。	（委員の任期） 第4条 <u>協議会の委員の任期は、3年とする。</u> ただし、補欠の委員については、前任者の残任期間とする。

3. 委員改選のスケジュール（予定）

時 期			スケジュール内容
公募 委員	4月	2日～ 5月1日	公募委員募集（市政だより、市HPに募集記事を掲載）
	5月	中下旬 下旬	選考委員会（面接・選考） 選考結果通知・選任
各代表 委員	6月	下旬	推薦依頼 承諾依頼
全委員	7月	1日	千葉市国民健康保険運営協議会委員委嘱 (H30.7.1 ~ H33.6.30)